

パートタイム・有期雇用労働法説明会

パートタイム労働法が改正され、令和2年4月1日より「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます（中小企業は令和3年4月1日施行）。

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などの待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。法の施行までに改定の準備を進めましょう。

改正法の内容等について岩手労働局主催の説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

日時・会場

参加費無料

| 開催地区 | 開催日時 | 会場 | 定員 | 駐車場 |
|---------------|-------------------------|--|------|-----|
| 二戸会場 | 7月3日(水) 13:00~15:00 | 二戸市民文化会館 中ホール (二戸市石切所字狼穴1-1) | 100名 | 有 |
| 北上会場 | 7月5日(金) 13:00~15:00 | さくらホール 小ホール ⇒ 中ホールに変更 (北上市さくら通り2-1-1) | 400名 | 有 |
| 一関会場 | 7月9日(火) 13:00~15:00 | 一関武道館 会議室 (一関市三関字桜町50-4) | 100名 | 少 |
| 盛岡会場 【追加】 | 7月11日(木) 9:30~11:30 | 岩手県高校教育会館 大ホール (盛岡市志家町11-13) | 200名 | 無 |
| 盛岡会場 【1回目】 | 7月11日(木) 13:30~15:30 | 申込締切ました。 | | |
| 奥州会場 | 7月18日(木) 13:00~15:00 | 奥州市水沢地区センター 会議室 (奥州市水沢聖天85-2) ※スリッパを御持参ください | 80名 | 有 |
| 盛岡会場 【2回目】 | 7月26日(金) 13:30~15:30 | 岩手県高校教育会館 大ホール (盛岡市志家町11-13) | 200名 | 無 |

内容

- (1) パートタイム・有期雇用労働法、助成金
 - (2) 女性活躍推進法、ハラスメント対策
 - (3) 労働基準法（年次有給休暇、時間外労働の上限規制）
- ※終了後、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連法の個別相談に対応します。

対象者

事業主、人事労務担当者、労働者等

【参加申込、問合せ先】

岩手労働局 雇用環境・均等室 〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎

電話 019-604-3010 FAX 019-652-7782

【締切】 開催日の1週間前、又は定員になり次第締め切ります。お早めにお申し込みください。

※ご記入いただいた情報は、本説明会の目的以外には一切使用しません。

参加申込 FAX 019-652-7782 参加会場に○をつけてFAX送信してください。送付状不要です。

| | | | |
|------|--|------------|--|
| 会場 | 二戸 ・ 北上 ・ 一関 ・ 盛岡追加(7/11AM) ・ 奥州 ・ 盛岡2回目 | | |
| 事業所名 | | 参加者 職氏名 | |
| 所在地 | 〒 電話 | | |

※参加会場に「○」がつけられているか再確認の上、FAX送信してください。ver.4